
令和元年度 第4回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 令和元年 12 月 20 日（金） 14:00～16:00

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 挨 拶

加藤専門委員長

3 議 事

(1) 大規模施設整備事業の事前評価について<諮問審議>

・盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（盛岡市）

(2) 令和2年度以降の大規模事業評価及び公共事業評価の進め方について

(3) 大規模事業及び公共事業の事後評価実施計画の策定について

(4) その他

・小本港港湾改修事業 事後評価調書について

4 閉 会

岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
秋 山 信 愛	税理士法人秋山会計事務所 所長 公認会計士・税理士	企業会計	
加 藤 徹	宮城大学 名誉教授	農業土木 農村計画	専門委員長
狩 野 徹	岩手県立大学社会福祉学部 教授	都市計画 建築計画	
河 野 達 仁	東北大学大学院情報科学研究科 教授	費用便益分析 交通・都市計画	
越 谷 信	岩手大学理工学部 教授	地質学	副専門委員長
島 田 直 明	岩手県立大学総合政策学部 准教授	植生学 環境生態学	
竹 内 貴 弘	八戸工業大学大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	
松 山 梨 香 子	一般財団法人岩手県建築住宅センター 一級建築士	建築	

(敬称略)

令和元年度第4回大規模事業評価専門委員会
配付資料一覧

- 資料 No. 1 大規模事業評価諮問書（写）
- 資料 No. 2 令和元年度大規模事業評価地区 位置図
- 資料 No. 3 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 事前評価関係資料
- 資料 No. 4 令和2年度以降の大規模事業評価及び公共事業評価の進め方について
- 資料 No. 5 大規模事業及び公共事業の事後評価実施計画の策定について
- 資料 No. 6 小本港港湾改修事業 事後評価調書について

諮問書 (写)



令和元年 12 月 9 日

岩手県大規模事業評価専門委員会

専門委員長 加藤 徹 様

岩手県政策評価委員会

委員長 加藤 徹



大規模事業評価に係る諮問について

政策等の評価に関する条例（平成 15 年岩手県条例第 60 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり岩手県知事から、大規模施設整備事業に係る事前評価について諮問がありましたので通知します。



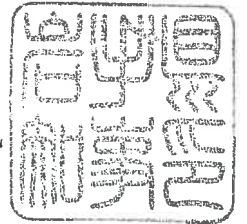
政 推 第 181 号

令和元年 12 月 9 日

岩手県政策評価委員会

委員長 加藤 徹 様

岩手県知事 達 増 拓 也



大規模事業評価について（諮問）

政策等の評価に関する条例（平成 15 年岩手県条例第 60 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、別紙の大規模施設整備事業に係る事前評価について意見を聴きたいので、評価調書を付して諮問します。

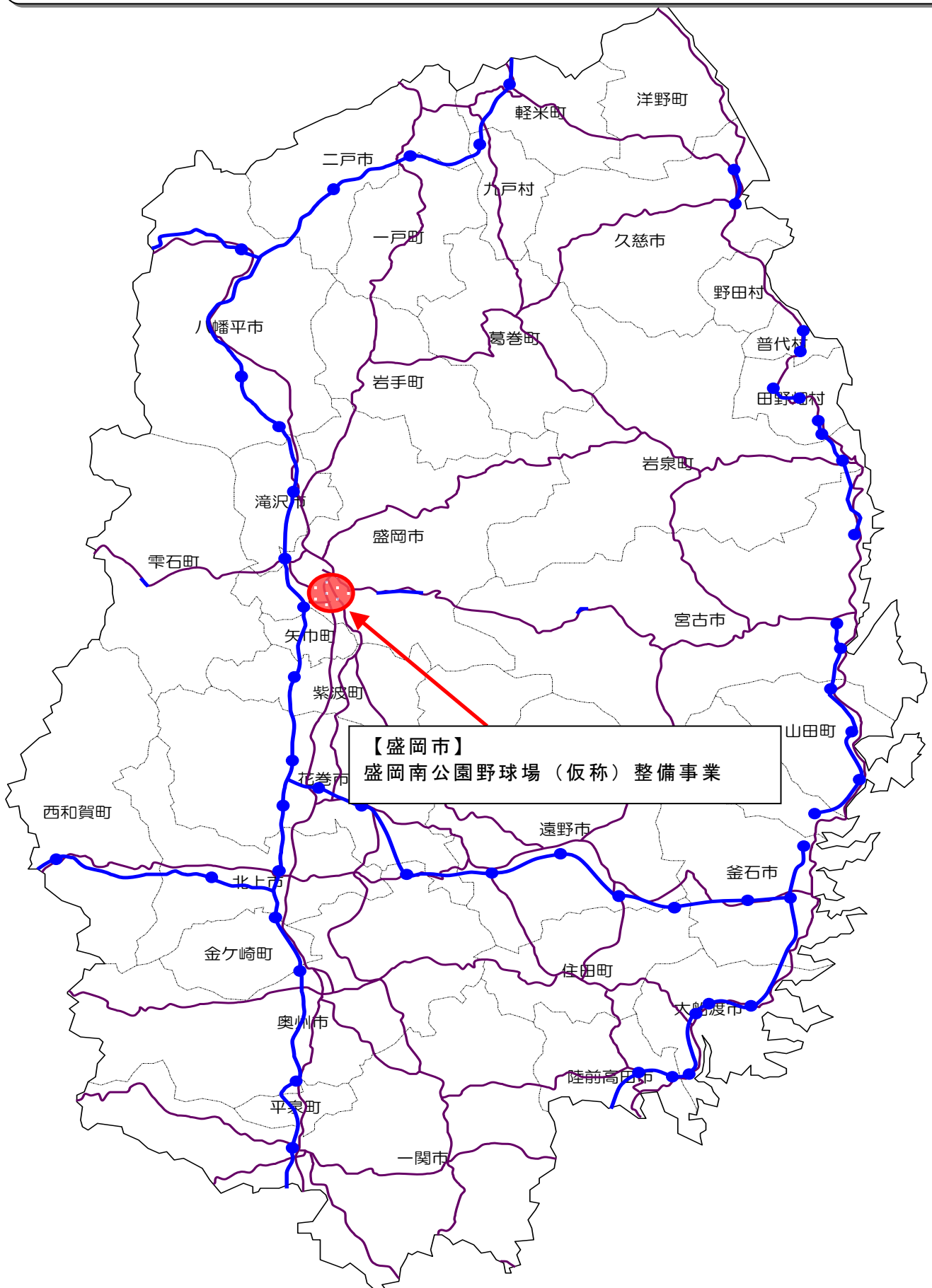
(別紙)

大規模事業評価対象事業一覧表

1 大規模施設整備事業 事前評価

番号	担当部名 担当課名	事業名	市町村名	事業計画			事前評価 の要件
				着手 年度	完了 予定 年度	総事業費 (百万円)	
1	文化スポーツ部 スポーツ振興課	盛岡南公園野球場(仮称)整備事業	盛岡市	R2	R4	10,885	基本設計後

大規模事業評価地区 位置図 (R1.12 諮問)



大規模事業評価関係資料

大規模施設整備事業 事前評価

番号	担当部局等	事業名	地区名等	ページ
1	文化スポーツ部 スポーツ振興課	盛岡南公園野球場 (仮称)整備事業	盛岡南公園野球場(仮称)	11-30

大規模施設整備事業事前評価調書の概要 (盛岡南公園野球場(仮称)整備事業)

担当部課：文化スポーツ部スポーツ振興課

1 事業概要(所在市町村：盛岡市)

- 事業目的： 県民がスポーツを楽しむ環境を整備するため、老朽化が著しい岩手県営野球場と盛岡市営野球場の代替となる、新野球場(別棟の屋内練習場を含む)を盛岡市と共同整備し、スポーツ振興を支える拠点施設とすることにより、地域活性化や地域振興に繋げることを目的とする。
- 事業内容： 施設の概要及び規模
 - ①建設予定地： 盛岡南公園内(盛岡市永井7地割16-2外)
 - ②施設規模： ・野球場 フィールドサイズ：両翼100m、中堅122m
収容人数：20,000人(うち内野席12,000席以上)
(このうち、内野席に50席、外野席に50席、計100席の車いす席を設定)
 - ・屋内練習場 フィールドサイズ：50m×50m
(天井高さ12.0m、建物高15.3m(最高点))
- 事業期間： (施設整備) 令和2年度～令和4年度
(運営・維持管理) 令和5年度～令和19年度
- 総事業費： 全体事業費 10,885百万円
- 経緯： ① 「盛岡南公園野球場(仮称)整備事業 整備基本計画」を盛岡市と共同で策定し、同計画を平成31年4月に公表。
② 令和元年9月に岩手県政策評価委員会から盛岡南公園野球場(仮称)整備事業の事前評価(基本構想作成後)について「事業実施」とした県の評価は妥当との答申を受領。

2 事業の必要性

- 県営野球場は、昭和45年の岩手国体時に建設された球場であり、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等の県・東北規模から全国規模の大会に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されている施設であるが、老朽化が著しいこと、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから早急に対策を講じる必要がある。本事業はこれらの問題を解決することが可能であり、既存の県営野球場に代替する施設整備であるため、県が行う必要がある。

3 事業の有効性

- 盛岡南公園内の他のスポーツ施設との連携により、住民の利用拡大、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大等、野球場の建設により相乗効果が期待できる。
- グラウンドを人工芝とすることで、既存の県営野球場・市営野球場と比較し、利用期間が延びることにより、利用者の増加が見込まれる。
- 野球以外にも多目的に利用できる屋内練習場を整備することで、利用者の増加が見込まれる。
- 屋内練習場等の設置により、子どもから高齢者まで幅広い年代で遊びやスポーツを通じ、子どもの心身の成長につながる場となるとともに、生きがいつくりや交流の場となる。
- 屋内練習場には、年齢や障がいの有無にかかわらず通年利用可能なトレーニングルームの設置に加え、ランニングコースを設けるなど、地域の身近な健康増進の場となる。
- 屋内練習場は災害発生時に帰宅困難者の一時避難場所としての機能や現地対策室としての機能も想定される。
- グラウンドの人工芝化による利用期間の延長に加え、冬季でも利用可能な屋内練習場の設置により、野球競技にとどまらない本県選手の競技力向上が見込まれる。

4 環境保全と景観への配慮

- 環境に対する影響及び保全対策については、次の事項に配慮して事業実施することとしている。
 - ① 省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、及び廃棄物の適正処理。
 - ② 環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）。
- また、建設予定地内に、希少な植物の生息が確認されており、今後、盛岡市及び事業者との協議を進め、生息環境を保全する取組を実施する。
- 景観に対する影響及び配慮については、整備地が盛岡市景観条例において「田園・丘陵景観地域（景観形成地域）」とされていることから、本事業は盛岡市景観計画に沿って景観に配慮の上、実施される。

5 総合評価

- 県営野球場は、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されてきたが、建設後49年が経過して老朽化が著しく進行していること、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから、早急に対策を講じる必要がある。
- また、同様の課題を抱える盛岡市と共同で新野球場を整備することにより、それぞれが単独で整備する場合に比較して経費の圧縮が可能である。なお、費用便益比は1.92である。
- 更に、新野球場に併設される屋内練習場は、フットサルなど野球以外のスポーツでも多目的に利用可能な施設となっており、新野球場とともに県内のスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・合宿等の誘致にも資する施設となり、地域活性化や地域振興にも繋がるものである。
- なお、本事業の実施に当たっては、希少野生動植物の保全に向けた取組を実施するなど、環境保全対策を講じる。
以上のことから、「事業実施」とするものである。

施設の名称	盛岡南公園野球場（仮称）整備事業												
担当部課名	文化スポーツ部スポーツ振興課	建設予定地	盛岡市（盛岡南公園内）										
県の計画との関連	計画：いわて県民計画（2019～2028） （政策）I 健康・余暇 （政策項目）4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、 生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます （具体的な推進方策）ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実												
事業概要	(1) 事業目的 県民がスポーツを楽しむ環境を整備するため、老朽化が著しい岩手県営野球場（以下「県営野球場」という。）と盛岡市営野球場（以下「市営野球場」という。）の代替となる、新野球場（別棟の屋内練習場を含む）を盛岡市と共同整備し、スポーツ振興を支える拠点施設とすることにより、地域活性化や地域振興に繋げることを目的とする。												
	(2) 事業の特徴 ア 県と盛岡市の共同整備事業 高校野球や都市対抗野球、大学野球リーグ戦等の県・東北規模から全国規模の大会に加え、プロ野球1軍公式戦にも対応できる高規格な野球場を、スポーツ施設では全国初となる、県と市の共同で整備しようとするものである。 イ PFI手法（BTO方式）の導入 県と盛岡市による共同整備を前提とし、事業費の圧縮や平準化が期待される民間活力を活用した整備手法について、盛岡市が平成29年度に実施した民間活力の導入可能性調査の結果を踏まえ、財政負担の平準化や民間事業者の運営手法のノウハウを活用し、利用者に安定的なサービス提供が期待できることなどを理由に、PFI手法を導入している。												
	(3) 事業目標 ア 目標 <table border="1" data-bbox="327 1227 1415 1323"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準年次</th> <th>基準値</th> <th>目標年次</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設年間利用者数</td> <td>H29</td> <td>140,000人</td> <td>R5※</td> <td>151,000人</td> </tr> </tbody> </table> ※通年利用開始初年度（R5年度）			指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値	施設年間利用者数	H29	140,000人	R5※	151,000人
	指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値								
施設年間利用者数	H29	140,000人	R5※	151,000人									
イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠 ① 県民のスポーツを楽しむ場を提供するため、新野球場を整備することから、当該施設の利用者数を指標とするものである。 ② 目標値は、「いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン政策推進プラン（2019年度～2022年度）」において、県営野球場を含む県営スポーツ施設（9施設）の年間利用者数及び市町村のスポーツ施設の利用者数を指標としていることから、当該指標に基づき県営野球場と市営野球場の利用者を計算し、設定したものである。													
(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢 ア 県営野球場 県営野球場は、昭和45年に建設され、昭和58年及び平成5年に大規模な改修工事を行っているが、球場及びスタンド下に設置される屋内練習場は経年により老朽化が著しく進行しており、早急に対策を講じる必要がある。 イ 市営野球場 市営野球場は、昭和13年に建設され、昭和57年から昭和60年にかけて大規模な改修を行っているが、改修後約30年が経過し、老朽化が著しく、設備の機能や安全性においてサービス水準が著しく低い施設となっており、新野球場の整備が急務となっている状況である。													

事 業 概 要	<p>(5) これまでの経緯 ※ 事業決定の経緯、検討委員会での検討状況など</p> <p>ア ～平成 28 年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、県営野球場を含む県営スポーツ施設の総合的なあり方を検討。 ・ 盛岡市は、盛岡南公園内に新たに野球場を整備することを検討。 <p>イ 平成 29 年 6 月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、盛岡市との間で、新野球場の共同整備のあり方について検討。 ・ 盛岡市は、施設整備に係る民間活力導入可能性調査を実施。 <p>ウ 平成 30 年 2 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、盛岡市が実施した民間活力導入可能性調査結果等を踏まえ、同市と共同で新野球場を整備する方向で、整備手法も含め、協議を進めることを決定。 <p>エ 平成 30 年 12 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、盛岡市と共同で整備するための基本的な事項が明確になってきたことから、同市と協議するため、岩手県議会において、「野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」を締結することについて、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議決。 <p>オ 平成 31 年 1 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と盛岡市は、「野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」を締結。 <p>カ 平成 31 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と盛岡市は、PFI 手法の導入を基本とする「盛岡南公園野球場(仮称)整備事業整備基本計画」を策定。 ・ 事業者の募集を開始。 <p>キ 令和元年 9 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県政策評価委員会から盛岡南公園野球場(仮称)整備事業の事前評価(基本構想作成後)について「事業実施」とした県の評価は妥当との答申を受領。 <p>ク 令和元年 12 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡南公園野球場(仮称)整備事業の優先交渉権者として「清水建設グループ」を選定。
	<p>(6) 事業の内容</p> <p>ア 事業主体 岩手県・盛岡市 (設計、施工、運営・維持管理を一体とした P F I 手法を導入。また、発注・契約等の事務は盛岡市が行うこととしている。)</p> <p>イ 施設の概要及び規模(施設延べ面積、敷地面積等) 建設予定地 盛岡南公園内(盛岡市永井 7 地割 16-2 外) ※19.7ha のうち未開設区域の 9.18ha</p> <p>施設規模</p> <p>① 野球場 フィールドサイズ：両翼 100m、中堅 122m 収容人数：20,000 人(うち内野席 12,000 席) (このうち、内野席に 50 席、外野席に 50 席、計 100 席の車いす席を設定)</p>

- ② 屋内練習場
フィールドサイズ：50m×50m（天井高さ12.0m、建物高15.3m（最高点））
（墨間を確保した内野の守備練習が可能であり、フットサルなど多目的な競技にも対応可能）
- ③ 駐車場
1,000台（車いす用駐車場40台含む）

ウ スケジュール

- ① 計画期間（施設整備） 令和2年度～令和4年度
（運営・維持管理） 令和5年度～令和19年度

② 今後のスケジュール

令和元年度 事業者選定、基本協定書締結、事業契約書締結
 令和2年度 設計
 令和3年度～令和4年度 建設工事
 令和5年度 供用開始（令和5年4月1日）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
基本構想（盛岡市）	→							
整備基本計画			→					
実施方針・ 要求水準等検討			→					
事業者選定				→				
設計					→			
建設工事						→	→	
供用開始								→

事業概要

(7) 整備事業費と収支計画

整備事業費及び収支計画の数値については、事業者提案に基づく数値であり、事業契約締結までに事業者との協議の結果、変動する可能性があるもの。

ア 事業費

(百万円)

	施設整備費	運営・維持管理費	合計
事業費	8,265	2,620	10,885

【うち県負担分】

(百万円)

	施設整備費	運営・維持管理費	合計
事業費	3,306	1,310	4,616

【うち盛岡市負担分】

(百万円)

	施設整備費	運営・維持管理費	合計
事業費	4,959	1,310	6,269

* 運営等業務期間15年間を含めた事業費。

【県と盛岡市の負担割合】

施設整備費 県：盛岡市 = 40%：60%

運営・維持管理費 県：盛岡市 = 50%：50%

イ 年度別事業計画

(百万円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
112	3,274	3,269	4,230

【うち県負担分】

(百万円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
45	1,310	1,308	1,953

【うち盛岡市負担分】

(百万円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
67	1,964	1,961	2,277

ウ 財源

(百万円)

国庫支出金	その他特定財源	県債・市債*	一般財源
0	0	5,172	5,713

【うち県負担分】

(百万円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
0	0	2,068	2,548

【うち盛岡市負担分】

(百万円)

国庫支出金	その他特定財源	市債	一般財源
0	0	3,104	3,165

事業概要

* 県・盛岡市ともに以下の起債充当を予定。

- ・ 公共施設等適正管理推進事業債（充当率：90%、交付税措置率：50%）
- ・ 一般単独事業債（充当率：75%）

エ コスト縮減への取り組み

- ① 既存の市有地を活用する計画とした。
- ② 県と盛岡市それぞれが単独で整備する場合に比較して経費の圧縮が可能となることから、共同で整備を行う計画とした。
- ③ 民間の創意工夫による県民サービスの向上や財政負担の軽減が図られることなどから、PFI手法を導入した結果、1,236百万円の縮減が図られた。

オ 収支計画（令和5年度）※施設供用初年度

事業概要

項目		金額（千円）	内訳
収入見込	施設使用料等	41,459	施設使用料等
支出見込	事業者運営 維持管理経費	189,659	施設運営費 96,262 施設維持管理費 54,559 事業者管理運営業務費 38,838
収支差額		△148,200	指定管理料として県・盛岡市が負担

【県負担分】

指定管理料として、県：盛岡市 = 50% : 50%で負担。 74,100（千円）

※ 収支については、事業者の提案した金額であり、利用者の状況等により収支の増減があり得ること。

事業の必要性	<p>(1) 事業実施の必要性</p> <p>ア 県計画との関連</p> <p>いわて県民計画（2019～2028）の10の政策分野のうち、「I健康・余暇」の「4幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます」において、県民がスポーツを楽しむ場を提供するため、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更新等を実施すると位置づけられている。</p> <p>また、岩手県スポーツ推進計画においても、県営野球場については、公認野球規則の基準を満たす高規格な野球場を、財政面を考慮しつつ効率的に整備を進めるとしている。</p> <p>両計画を踏まえ、県民がスポーツを楽しめる環境を整備するため、老朽化した県営野球場を新たな野球場として盛岡市と共同整備しようとするものである。</p> <p>イ 課題や県民のニーズとの関連</p> <p>県営野球場・市営野球場ともに老朽化が著しく、大規模な改修が必要な時期にきていること、両施設とも公認野球規則の基準を満たしていないことなどが課題として挙げられる。</p> <p>県内野球関係団体やプロ野球主催団体からは、公認野球規則の基準を満たす野球場の整備に加え、雨天や冬季期間等に内野手の連携守備練習が可能な規模の屋内練習場の整備についても強い要望が寄せられており、さらには、多目的に活用できる屋内スポーツ施設の整備を県民やスポーツ競技団体等から求められている状況である。</p>
	<p>(2) 県が実施（関与）する必要性</p> <p>県営野球場は、昭和45年の岩手国体時に建設された球場であり、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等の県・東北規模から全国規模の大会に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されている施設であるが、老朽化が著しいこと、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから早急に対策を講じる必要がある。本事業はこれらの問題を解決することが可能であり、既存の県営野球場に代替する施設整備であるため、県が行う必要がある。</p> <p>また、県では、スポーツを通じた健康増進やスポーツ大会・合宿実施等のスポーツツーリズムの取組を推進し、交流人口の拡大を通じた地域活性化を促進することとしている。新野球場はスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・合宿等の誘致にも資する施設となり、地域活性化や地域振興に繋がることから、政策の目的達成の上でも有効なものである。</p>
	<p>(3) 緊急に取り組む必要性</p> <p>県営野球場は、建設後49年が経過し、スタンドの雨漏りをはじめとして、施設の老朽化が著しく進行していること、加えて、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから、早急に対策を講じる必要がある。</p>

事業の有効性	<p>(1) 定量的な効果 ※ 数値で把握できる効果（利用者数、経済波及効果等）</p> <p>ア 盛岡南公園内の他のスポーツ施設との連携により、住民の利用拡大、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大等、野球場の建設により相乗効果が期待できること。</p> <p>イ グラウンドを人工芝とすることで、既存の県営野球場・市営野球場と比較し、利用期間が延びることにより、利用者の増加が見込まれること。</p> <p>ウ 野球以外にも多目的に利用できる屋内練習場を整備することで、利用者の増加が見込まれること。</p> <hr/> <p>(2) 定性的な効果 ※ 数値で把握しきれない効果</p> <p>ア 屋内練習場等の設置により、子どもから高齢者まで幅広い年代で遊びやスポーツを通じ、子どもの心身の成長につながる場となるとともに、生きがいつくりや交流の場となること。</p> <p>イ 屋内練習場には、年齢や障がいの有無にかかわらず通年利用可能なトレーニングルームの設置に加え、ランニングコースを設けるなど、地域の身近な健康増進の場となること。</p> <p>ウ 屋内練習場は災害発生時に帰宅困難者の一時避難場所としての機能や現地対策室としての機能も想定されること。</p> <p>エ グラウンドの人工芝化による利用期間の延長に加え、冬季でも利用可能な屋内練習場の設置により、野球競技にとどまらない本県選手の競技力向上が見込まれること。</p>
--------	---

(1) 費用便益分析 (B/C) ※ 事業の効果を金額に換算 (便益) 後に、費用と効果について分析する

ア 費用便益分析

基準年 令和 5 年

区 分		金額 (百万円)	備考 (積算根拠等)
費 用 項 目	PFI 事業費	12,641	
	①PFI サービス対価	11,034	
	②用地費相当額	1,607	
	維持管理等コスト	7,965	
	③指定管理料(PFI 事業期間後)	4,752	
	④大規模修繕費	3,213	
	総費用(現在価値換算前の合計)	20,606	
便 益 項 目	⑤直接利用価値 (トラベルコスト)	21,512	
	⑥間接利用価値 (環境価値)	10,901	
	⑦間接利用価値 (防災価値)	27,236	
	総便益(現在価値換算前の合計)	59,649	
総費用 C (50 年間の現在価値換算での累計)		13,899	
総便益 B (50 年間の現在価値換算での累計)		26,653	
費用便益比 (B/C)		1.92	

事
業
の
効
率
性

- ①PFI サービス対価：本事業で事業者に対して支払う、施設整備費及び運営・維持管理費等を計上したものの。(大規模修繕を除く。)
- ②用地費相当額：本事業において、用地取得は発生しないものの、「仮に対象敷地を売却した場合得られたはずである利益」について潜在的な発生費用とみなしており、近傍地の平成 31 年の公示地価を単価として計上。
- ③指定管理料：本事業の事業期間終了後の指定管理料を計上。(35 年間：R20～R54)
- ④大規模修繕費：供用開始後 50 年間のスタンドの改修など大規模な修繕費を計上。
- ⑤直接利用価値：健康増進、レクリエーションの場の提供など、直接的に野球場を利用することによって生じる価値を計算したもの。
- ⑥間接利用価値：動植物の生息・生育環境の保存や季節感を享受できる景観の提供など、環境の維持・改善、景観の向上に役立つ価値を計算したもの。
- ⑦間接利用価値：災害時の救助活動の場の提供など防災に役立つ価値を計算したもの。(防災価値)

イ 採用した費用便益分析の手法等

改訂第 4 版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル

(平成 29 年 4 月 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 (平成 30 年 8 月 一部改訂))

	<p>(2) 費用便益分析以外の観点からみた効率性</p> <p>ア 盛岡南公園内に設置することで、公園内の他のスポーツ施設との連携により、住民の利用拡大、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大等、相乗効果が期待できること。</p> <p>イ 事業者は、県内企業への優先的な業務発注や資機材等の県内調達、施設職員への地域人材の活用を予定しており、経済効果や雇用効果が見込まれる。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設計画の妥当性</p>	<p>(1) 規模の妥当性</p> <p>野球場施設については、県民や利用団体等からの意見を踏まえ、先行して整備された近年の野球場・屋内練習場の事例、現県営野球場の利用実績等を勘案した結果、事業者から提案された、以下の施設規模は妥当なものとする。</p> <p>ア 野球場</p> <p>(ア) フィールドサイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認野球規則で定める施設基準に合致する仕様。 ・ 両翼 100m、中堅 122m <p>(イ) 収容人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容人数 20,000 人 内野席：現県営野球場と同程度の 12,000 席。 (現県営野球場：12,462 席) 外野席：8,000 人 (現県営野球場：約 12,500 席) <p>【参考とした類似施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田こまちスタジアム (収容人数 25,000 人) ・ 沖縄セルラースタジアム那覇 (収容人数 30,000 人) ・ 新潟県立野球場 (収容人数 30,000 人) <p>イ 屋内練習場</p> <p>(ア) グラウンドサイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校野球や社会人野球等における内野手の連携守備練習が可能となる規格に設定。 ・ 広さ 50m×50m ・ 高さ 12.0m、建物高 15.3m (最高点) <p>(イ) 利用形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内野手の連携守備練習が可能等、野球競技を主とした利用を想定するほか、フットサルなど野球以外のスポーツでも多目的に利用可能な施設。 <p>【参考とした類似施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡草薙総合運動場屋内運動場 (50m×50m) ・ 愛媛松山中央公園屋内運動場 (40m×50m) ・ 沖縄セルラーパーク那覇 (57m×66m)

(2) 代替手段との優位性（既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等）

ア 高校野球、大学リーグ戦、社会人野球等の東北・全国規模の大会を開催できる野球場は県内に少なく、また、プロ野球1軍公式戦を開催できる球場は、県内で県営野球場のみであり、代替施設はないこと。

イ 野球の内野手の連携守備練習が可能な規模の屋内施設は、県内にはないこと。

(3) 建設予定地選定の妥当性

ア 検討した候補地

盛岡南公園内（盛岡市永井7地割16-2外）

イ 選定理由

- ① 盛岡南公園内の他のスポーツ施設との連携により、住民の利用拡大、スポーツイベントを通じた交流人口の拡大等、野球場の建設により相乗効果が期待できること。
- ② JR駅（岩手飯岡駅）から徒歩圏内であり、盛岡南ICからも近いことから、盛岡市以外に在住する県民にとってもアクセスが良いこと。
- ③ 県・東北規模から全国規模の大会やプロ野球1軍公式戦を開催するに当たり、観戦者用の駐車場確保が可能なこと。
(既存の県営野球場で大規模な大会を開催する場合には、観戦者用駐車場は少ない。)
- ④ 盛岡市保有の土地であり、新野球場整備に係る用地取得の必要がないこと。

(4) 利用者への配慮（ユニバーサルデザイン等）

ア 野球場観客席に車いす用の座席（100席：オリンピック施設基準と同程度）を設置し、動線及び介助者用椅子を確保。

イ 高齢者や障がい者の移動に配慮として、エレベーターを野球場内野席に2基、屋内練習場に1基設置。（急病人やけが人の搬送の際、ストレッチャーも使用可能）

ウ 野球場外野席後方に設ける1/20勾配の緩やかなスロープにより外野席に容易にアクセスが可能。

エ 車いす利用者が安心して観戦できるよう、各種車いすエリアの近傍に多目的トイレを設置。

オ 各所に設置されるトイレ等は、安全に身体障がい者・高齢者の利用が出来るよう考慮。

カ 自然災害や火災発生時等に、来場者等が迅速かつ安全に避難できる動線を確保。

キ 駐車場や周辺道路からの歩行者専用通路を整備するなど、歩車分離により、歩行者の安全を確保。

環境保全と景観への配慮	<p>(1) 環境に対する影響及び保全対策</p> <p>ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分</p> <p>① 整備地は、盛岡南公園内である。</p> <p>② 岩手県自然環境保全指針による環境保全区分は「E」（自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域）である。</p> <p>イ 環境保全対策とそれに要する経費</p> <p>① 事業の実施にあたっては、次の事項に配慮して実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、及び廃棄物の適正処理。 ・ 環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）。 <p>② 建設予定地内に、希少な植物の生息が確認されており、今後、盛岡市及び事業者との協議を進め、生息環境を保全する取組を実施する。</p>
	<p>(2) 景観に対する影響及び配慮</p> <p>整備地は、盛岡市景観条例において「田園・丘陵景観地域（景観形成地域）」とされていることから、本事業は盛岡市景観計画に沿って景観に配慮の上、実施されるものである。</p>
その他	<p>(1) 地域住民等の意見とその対応</p> <p>競技団体をはじめとするスポーツ関係団体へのヒアリングの中では、野球場近隣の住宅街への騒音や、ファウルボールの危険回避への配慮が必要との意見が寄せられ、それらを配慮した球場位置となっているもの。</p>
	<p>(2) 施設整備後に想定される運営上のリスクとその対応</p> <p>本事業は、PFI手法を導入しており、運営・維持期間も15年間と長期にわたるものとなっている。そのため、事業の継続性・安定性や業務の確実な遂行をモニタリングする体制を金融機関も含めて構築することとしており、利用者への安定的なサービスの提供を図っていく。</p>

総 合 評 価	(1) 総合評価	
	対応方針案	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業実施・ 要検討 ・ その他 () () </div>
	<p>○ 総合評価に係るコメント</p> <p>県営野球場は、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されてきたが、建設後49年が経過して老朽化が著しく進行していること、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから、早急に対策を講じる必要がある。</p> <p>また、同様の課題を抱える盛岡市と共同で新野球場を整備することにより、それぞれが単独で整備する場合に比較して経費の圧縮が可能である。なお、費用便益比は1.92である。</p> <p>更に、新野球場に併設される屋内練習場は、フットサルなど野球以外のスポーツでも多目的に利用可能な施設となっており、新野球場とともに県内のスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・合宿等の誘致にも資する施設となり、地域活性化や地域振興にも繋がるものである。</p> <p>なお、本事業の実施に当たっては、希少野生動植物の保全に向けた取組を実施するなど、環境保全対策を講じる。</p> <p>以上のことから、「事業実施」とするものである。</p>	
	(2) 要検討、その他の場合対応案	

※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。

※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特성에応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

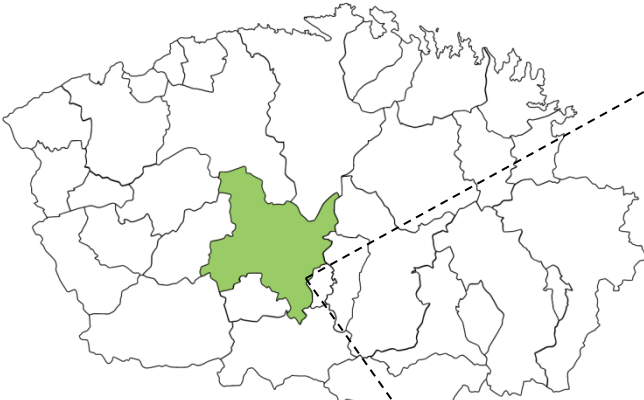
盛岡南公園野球場（仮称）整備事業位置図

盛岡南公園野球場（仮称）位置図



盛岡南公園未開設区域イメージ図

- 【整備予定地】
盛岡南公園内(盛岡市永井7地割16-2外)
 - 【整備予定地面積】
盛岡南公園19.7haのうち未開設区域の9.18ha
 - 【野球場の仕様】
 - フィールドサイズ：両翼100m、中堅122m
 - 収容人数：20,000人(うち内野席12,000席)
- (このうち、内野席に50席、外野席に50席、計100席の車いす席を設定)

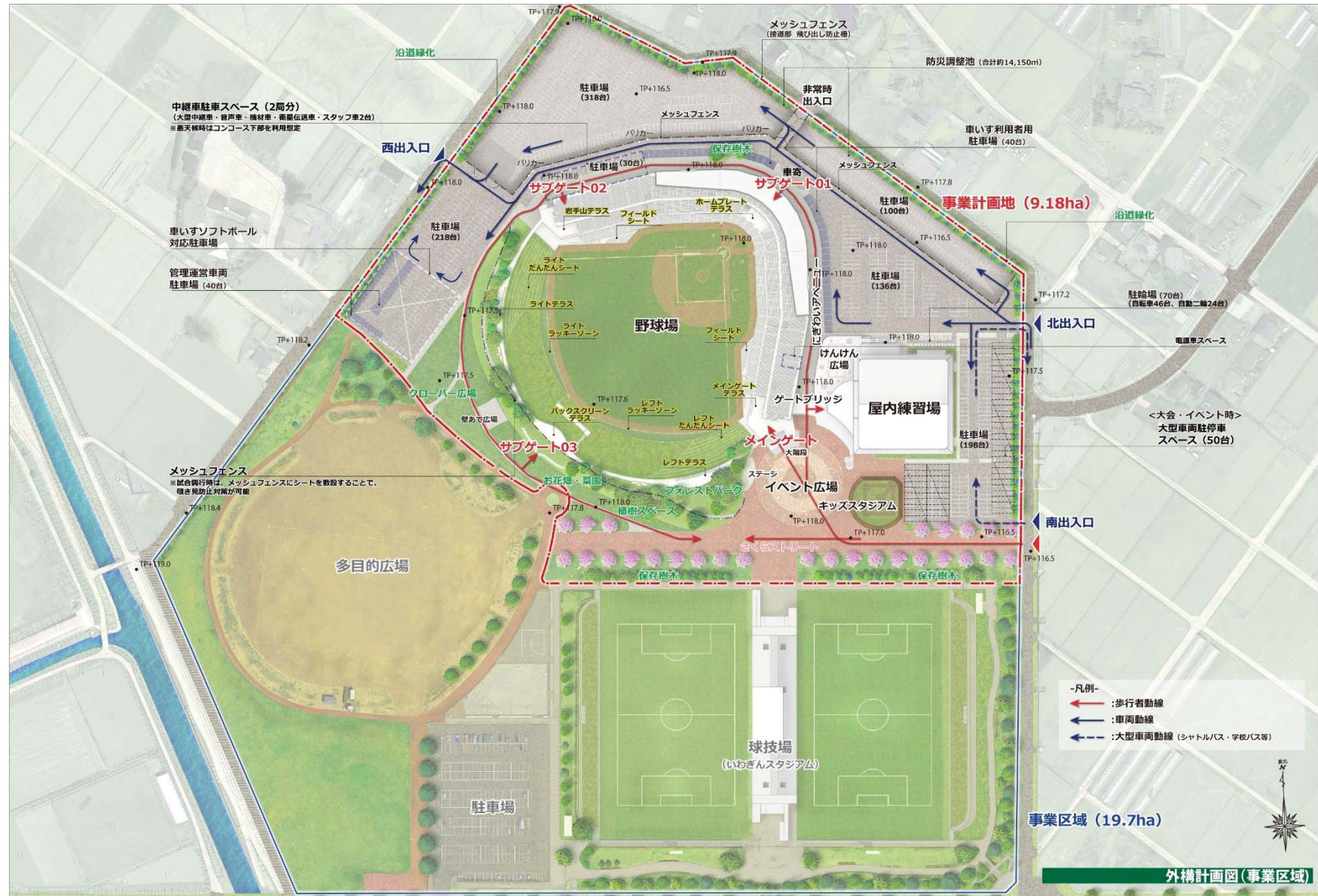


(出典：地理院地図を加工)

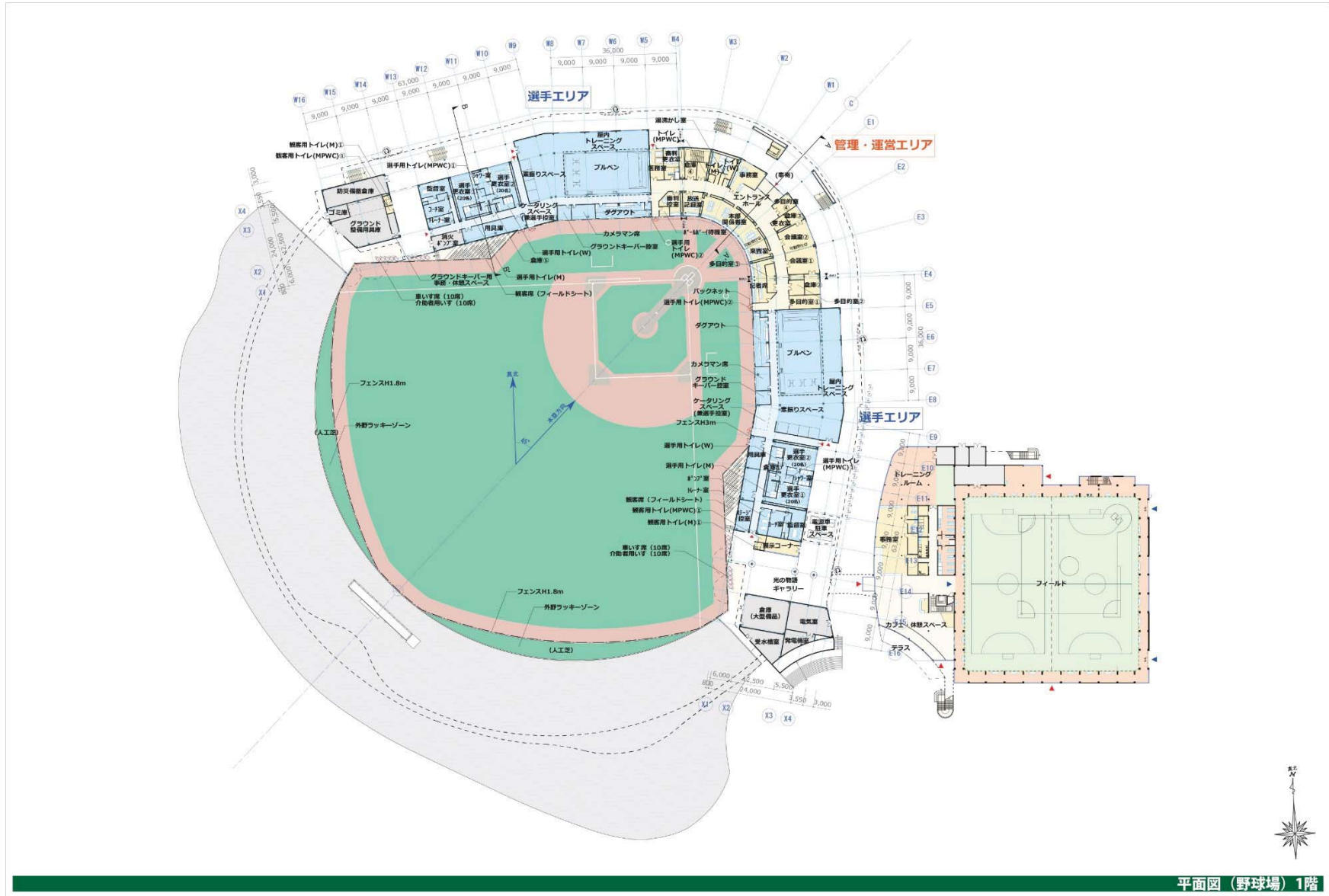


盛岡南公園位置図

外構計画図（事業区域）



平面図（野球場）1階



平面図（野球場）1階

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 イメージ図（全体鳥瞰）



盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 イメージ図（屋内練習場）



令和2年度以降の大規模事業評価及び公共事業評価の進め方について

【協議内容】

東日本大震災津波からの復旧・復興業務に配慮し再評価及び事後評価の簡素化措置を継続してきたが、国の復興期間が令和2年で終了となること等を踏まえ、今後の取扱いを以下のとおり見直すもの。

- ・再評価 令和3年度に簡素化措置を廃止し、再評価を行った全事業を諮問する。委員会運営に当たっては、一件当たりの審議時間を確保できるよう配慮する。
- ・事後評価 令和3年度に簡素化措置を廃止するが、同等の措置を継続する。

1 現在の大規模事業評価及び公共事業評価の進め方について

東日本大震災津波（以下「震災」という。）からの復旧・復興業務への対応が必要なことから、再評価及び事後評価について、以下のとおり簡素化措置を講じている。

(1) 政策評価委員会に諮問する再評価事業案件の限定

実施要領において再評価を行った全事業を委員会に諮問することとされているが、震災後は、実施要件、進捗率等、評価結果及び付帯意見の有無により、委員会に諮問する案件を限定。

※毎年度末に次年度の委員会日程を説明する際、諮問対象事業を限定している旨を説明し了承いただいている。

諮問対象外とする要件（令和元年度）：次の①～④いずれにも該当すること

- ① 再評価の実施要件が「事業着手から10年度内に完了見込みなし（知事が行う政策等の評価に関する規則（以下「規則」という。）第9条2項2号）」又は「再評価の翌年度から5年度内に完了見込みなし（規則第9条2項3号）」であること。
- ② H30年度末時点の進捗率が概ね90%以上又は同一事業*で当該地区より総事業費が大きい再評価地区が同一年度に委員会に諮問されること。
- ③ 再評価の中項目評価に「c」がないこと。
- ④ 前回の再評価又は事前評価に係る委員会の答申に付帯意見が付されていないこと。

ただし、上記の要件に該当する場合であっても、国庫補助事業に関し委員会の答申書が求められる等、委員会での審議を要するときは諮問を妨げない。

※ 同一事業とは、規則第9条第1項の（1）～（13）の事業毎とする。

(2) 事後評価件数の限定

事後評価実施計画への掲載事業数を年6事業程度としていたが、震災後は、年4事業程度に限定。

※事後評価実施計画の説明の際に、対象事業を限定している旨を説明し了承いただいている。

2 令和2年度以降の進め方について（案）

(1) 再評価関係

- 国の復興期間である令和2年度までで簡素化措置は廃止し、令和3年度から再評価を行った全事業を諮問する。
- 委員会を以下のとおり運営することにより、一件当たりの審議時間を十分確保し、専門的な審議ができるよう配慮する。
 - ・ 第1回委員会で全事業を簡潔に説明した上で、現在の簡素化措置基準に該当するもののほか委員会が特に必要と認めたものを詳細審議案件として決定する。
 - 第2回以降は、詳細審議案件のみを審議する。

(2) 事後評価関係

- 震災からの復旧・復興に係る業務増大を理由とした簡素化措置は、令和2年度で廃止する。
- 令和3年度以降は、以下の理由から、引き続き、評価対象事業数を年4事業程度として運用する。
 - ・ 制度導入時点では、事後評価の目的である「同種の事業を実施する際の参考とする」の達成のため評価事例の蓄積を図る必要性が高かったが、制度の導入から一定期間が経過し事例が蓄積されてきていること。
 - ・ 事後評価の実施には、担当課の業務及びB/C算定に係る財政支出等の一定規模の評価コストを伴うこと。

大規模事業及び公共事業の事後評価実施計画の策定について

1 事後評価実施計画の策定に関する規定について

・大規模事業評価実施要領 抜粋

第4 各部長は、毎年度、政策地域部長が定める日までに、当該年度の翌年度から起算して3年度目に事後評価の対象として見込まれる事業を政策地域部長に報告するものとする。

2 政策地域部長は、前項による各部長からの報告に基づき、条例第9条の規定により設置する岩手県政策評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いたうえで、翌年度以降3年度間における当該計画を策定する。

・公共事業評価実施要領
同上

・事後評価の対象（大規模公共）

事業名	評価の対象（実施要領第2第2項）
道路事業	事業完了後概ね3年を経過したもの
水産基盤整備事業	事業完了後概ね6年を経過したもの
その他の事業（道路事業及び水産基盤整備事業以外の事業）	事業完了後概ね5年を経過したもの

・事後評価の対象（公共）

事業名	評価の対象（実施要領第2第2項）
道路事業	事業完了後概ね3年を経過したもの
農業農村整備事業	事業完了後概ね5年を経過したもの
水産基盤整備事業	事業完了後概ね3年から6年を経過したもの
その他の事業（道路事業、農業農村整備事業及び水産基盤整備事業以外の事業）	事業完了後概ね3年から5年を経過したもの

2 大規模事業及び公共事業の事後評価実施計画の策定について

今年度においては、令和2年度から4年度までの3年度分の計画を策定することとし（別紙1の年次計画を参照）、農林水産部・県土整備部に対象事業を照会の上、以下の方針により計画案を別紙2のとおり作成した。

- ・ 年間の事後評価実施地区数は、大規模・公共事業と合計で年4地区とした。
- ・ 年4地区の内訳は、道路事業1、農業農村整備事業1、その他の事業2地区を基本とした。その他の事業については、実施間隔の兼ね合い等を考慮し、ほぼ全ての事業が3年に1度事後評価の対象となるよう選定した。
- ・ 大規模事業は優先して選定した。（令和4年度道路事業※）
（※3地区該当するが、総事業費が最大の1地区を選定した。）
- ・ 海岸事業、港湾事業、空港事業、下水道事業については事後評価対象地区の該当がなかった。
- ・ 水産基盤整備事業については、事後評価の対象地区はあるが、今年度に事後評価を行っていることから、今回の選定では他の事業を優先した。

大規模公共事業事後評価実施計画策定の年次計画について（公共事業分を含む）

	事後評価実施計画の計画年度																
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
評価実施地区の選定状況	← 選定済み				/	← 選定済み								← 一部選定済み		← 今回の見直し・選定対象	

事業ごとの選定状況

事業名	選定の頻度	事後評価実施計画の計画年度												今回見直し		今回選定
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
農業農村整備事業	毎年度選定 (R1年度はR4年度分を選定)	■	■	大■	/		大■	大■2	大■	大■	■	■	■	大■	■	■
道路事業（道路建設）		■	大■	大■	/	大■		■		大■		■		大■		大■
道路事業（道路環境）		■	■	■	/			■		■		■		■		■
治山事業	3年度ごとに選定 (3年分の候補地区の中から選定)	■			/		■		■					■		
林道事業				■	/		■					■				■
水産基盤整備事業					/	■							■			
河川事業		大■			/	大■		大■			■			■		
海岸事業				大■	/	大■	大■									
砂防事業				■	/			■			■					■
都市計画事業		■			/			■				■			大■	
下水道事業					/											
公営住宅建設事業			■		/			■		■					■	
港湾事業					/	大■■					■		大■			
空港事業					/						大■					
合計		6地区	4地区	6地区	/	6地区	7地区	5地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区

※道路事業については、H22年度まで「道路建設」「道路環境」をそれぞれ毎年度実施していたが、震災対応等を考慮し、H24年度から当面は交互に実施することとしているもの。

※選定にあたっては、大規模事業を優先することとし、大規模事業事後評価を実施する事業については、原則、同年度内に同種の公共事業の事後評価を実施しないこととする（大規模事業と公共事業の地区をプロジェクト構成事業としてまとめて事後評価する場合を除く）。

大規模・公共事業事後評価実施計画 (案)

別紙2

事後評価実施年度	公共・大規模の別	事業の種類	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費(千円)	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考	
R2	大規模	農業農村整備事業	経営体育成基盤整備事業	一関市平泉町	一関第1地区	区画整理723.0ha 暗渠排水700.0ha	8,399,729	H12	H27	-	H22	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の整備を行う。	
	大規模	道路事業(道路建設)	地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)	一般国道340号	和井内道路	道路改築 L=4,890m	5,571,000	H9	H28	-	H23	宮古市中里から同市和井内間の線形不良、幅員狭小の隘路区間の解消を図り、安全で円滑な交通を確保し、幹線道路の機能向上を図るもの	
	公共	治山事業	地すべり防止	-	増沢	流路工163.2m、谷止工1基、法切工24,293m ³	716,507	H21	H28	H20	-	H20	H20年岩手・宮城内陸地震により発生した地すべり地帯を整備し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家14戸、県道、林道、農地、水道施設
	公共	河川事業	総合流域防災事業	一級河川北上川水系南川	三本柳	計画延長 L=1,450m 築堤工 L=1,100m、護岸工 A=11,600m ² 、函渠工 L=415m	4,270,000	H5	H27	-	H21	H21	河川断面が狭小であることから度々浸水被害に見舞われていることから、河川改修により洪水被害の防止を図ったもの。
R3	大規模	都市計画事業	広域公園整備事業	盛岡市雫石町	御所湖広域公園	園路広場等 311.6ha	10,941,000	S55	H27	-	H25	H25	盛岡地方生活圏におけるレクリエーション需要に応えるとともに、自然的・歴史的環境や住民の生活環境の保全機能、防災機能を果たし、地域振興を図る
	公共	農業農村整備事業	経営体育成基盤整備事業	白山	奥州市	区画整理 275.0ha 排水路 3,756m 暗渠排水 159.6ha	3,717,664	H12	H27	-	H22	H22	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。
	公共	道路事業(道路環境)	地域連携道路整備事業(市町村道代行整備)	宮古市道北部環状線	宮古市山口	道路改築L=1,842.3m 橋梁L=170.7m トンネルL=318.0m	4,700,000	H23	H28	H22	-	H22	地域医療の支援や、冬期間の安全で円滑な道路通行を確保するため、医療機関へのアクセスが向上し、道路除雪に必要な耐雪幅を確保した道路整備を行ったもの。
	公共	公営住宅建設事業	公営住宅建設事業	盛岡市	松園アパート	個別改善工事 4棟96戸	727,593	H23	H29	H22	-	H22	・実施内容：個別改善(居住性向上、福祉対応型、安全性確保型、長寿命化型)
R4	大規模	道路事業(道路建設)	地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)	一般国道106号	宮古西道路	道路改築 L=3,400m	21,700,000	H15	H30	H14	H29	H29	宮古西道路は宮古市内の交通混雑の緩和、事前通行規制区間を回避するとともに、三陸沿岸地域の高速交通体系の形成を目的とするもの
	公共	農業農村整備事業	かんがい排水事業	鹿妻新堰	盛岡市	水路工 5,097m	970,096	H22	H29	H21	-	H21	持続的な農業生産の確保に向け、農業用水の確保や水利用の安定化・合理化を図るため、基幹的な農業用排水施設を整備する。
	公共	林道事業	林道整備事業	八戸・川内	岩泉町	林道改良 L=1,678m	1,207,567	H23	H30	H22	-	H22	青森県八戸市と宮古市川内を結ぶ2車線全線舗装の林道。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保したもの。
	公共	砂防事業	通常砂防事業	馬淵川水系	馬淵の沢	砂防えん堤 1基 溪流保全工 1式	350,000	H22	H28	H21	-	H21	本溪流は溪岸侵食が進行し、土石流の危険性が高いことから、砂防施設を整備したものの。

公共事業事後評価候補地区の選定方針一覧表

事業名	選定方針
農業農村整備事業	<p>本事業の中には、様々な性格の事業があることから、次のように事業分類し、事業分類別に①再評価、②事前評価、③総事業費の優先順位で地区を選定。</p> <p>1 ほ場整備事業（各年度2地区）、2 農業水利事業（各年度1地区）、3 農道整備事業（2年度1地区）、4 中山間事業（2年度1地区）、5 土地総事業（2年度1地区）、6 防災事業（2年度1地区）</p> <p>※ カッコ内の事業分類別選定地区数は、今後予定されている事業費シェアにより算出している。今後は「ほ場整備事業」が非常に多く、次いで「農業水利事業」、「農道整備事業」という順で予定されている。</p> <p>規模の大きい地区（総事業費50億円以上）及び小さい地区（総事業費1億円未満）は除外。</p>
治山事業	過去に事前評価を実施しており、完了後概ね3年を経過した地区のうち、総事業費の大きい5地区を選定。
林道事業	事前評価又は再評価を実施した地区かつ事業完了後概ね3～5年を経過した地区を選定。
水産基盤整備事業	以下の順に5地区を選定。 ①漁港関係、漁場関係、漁村関係事業別の完了年の古い順、②過去に事前評価を実施した地区、③事業費の大きい地区
道路事業 (道路建設)	以下の順に5地区を選定。 ①事後評価を実施していない事業（予定も含む）、②過去に事前評価を実施した地区、③過去に再評価を実施した地区、④総事業費の大きい地区
道路事業 (道路環境)	<ul style="list-style-type: none"> 道路環境課においては様々な道路事業を所管していることから、事業ごとに事前評価を実施した地区を選定。 事前評価を実施した地区が複数ある道路事業においては、総事業費の大きい地区を選定。
河川事業	過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。
海岸事業	過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。
砂防事業	事前評価を実施した箇所で、完了後概ね5年を経過した砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業から、事業費の大きい箇所を1箇所ずつ選定。
都市計画事業	事業完了地区のうち、交通量等が多い地区で都市内の課題である渋滞等が顕著であった地区を選定。
下水道事業	事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。
公営住宅建設	本事業の中には、建替事業と改善事業の2つの性格の事業がある。対象となる事業について、建替事業から1か所、改善事業から2か所該当する事業を選定。
港湾事業	事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。

公共事業事後評価候補地区一覧

農業農村整備事業

農村建設課

令和4年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	3 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
○	1	経営体育成基盤整備事業	夏川	一関市	区画整理 176.6ha 暗渠排水 176.2ha	3,364,945	14	29	-	24	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。
	2	経営体育成基盤整備事業	小瀬川	花巻市	区画整理 32.0ha 暗渠排水 31.6ha	739,017	23	29	22	-	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。
◎	3	かんがい排水事業	鹿妻新堰	盛岡市	水路工 5,097m	970,096	22	29	21	-	持続的な農業生産の確保に向け、農業用水の確保や水利用の安定化・合理化を図るため、基幹的な農業用排水施設を整備する。
対象地区として選定した理由					1 事業完了後概ね5年経過した地区（H29完了地区）から、選定方針に基づき候補地区を選定。 ① ほ場整備事業（各年度2地区）：夏川地区、小瀬川地区 ② 農業水利事業（各年度1地区）：鹿妻新堰地区 ③ 農道事業（2年度1地区）：H29完了地区なし ④ 中山間事業（2年度1地区）：H29完了地区なし ⑤ 土地総事業（2年度1地区）：H29完了地区なし ⑥ 防災事業（2年度1地区）：対象外（R3候補地区選定済） 2 候補3地区のうち、平成25年度以降、農業水利事業から対象地区が選定されていないことから「かんがい排水事業 鹿妻新堰地区」を第1候補とし、ほ場整備事業から再評価を実施している「経営体育成基盤整備事業 夏川地区」を第2候補としたもの。						

◎：第1候補 ○：第2候補

治山事業

森林保全課

令和2年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	18 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	復旧治山	-	湯ノ館	谷止工4基、実播工543.0m ² 、土留工14.0m	95,523	H27	H28	H26	-	H25年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家53戸、工場等8棟、県道、市道、林道
	2	復旧治山	-	星野	谷止工5基	86,255	H24	H28	H23	-	H22年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家19戸、町道、農地
	3	予防治山	-	早坂	流路工191.6m、谷止工1基、法切工110m ³	91,925	H24	H28	H23	-	H23年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家14戸、市道
○	4	防災林造成	-	大湊	盛土工10,529m ³ 、防風工412.4m、護岸工98.5m	110,282	H25	H28	H24	-	H23年東日本大震災津波により焼失した防潮林を復旧し、潮風等の害を防止するもの。 保全対象：人家72戸、国道
◎	5	地すべり防止	-	増沢	流路工163.2m、谷止工1基、法切工24,293m ³	716,507	H21	H28	H20	-	H20年岩手・宮城内陸地震により発生した地すべり地帯を整備し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家14戸、県道、林道、農地、水道施設
対象地区として選定した理由					◎総事業費が最も大きく、整備効果を把握したい。 ○総事業費が2番目に大きく、整備効果を把握したい。						

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	11 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	水源森林再生対策	-	大志田	谷止工5基、地拵え19.5ha、植栽19.5ha	163,074	H25	H29	H24	-	H22年の大雨・大雪により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家35戸、鉄道、林道、給水施設
○	2	奥地保安林保全緊急対策	-	丹藤川	谷止工6基、地拵え33.78ha、下刈92.75ha	189,297	H23	H29	H22	-	H22年の大雨・大雪により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家12戸、道路、農地、公民館
◎	3	復旧治山	-	山口	排土工39,282m ³ 、アンカー工135本、土留工128.4m	444,049	H26	H29	H25	-	H25年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家19戸、国道、農地
	4	復旧治山	-	山津田	法枠工3,783.6m ² 、実播工4,193.1m ² 、土留工154.0m ²	97,791	H27	H29	H26	-	H25年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家3戸、国道、県道、農地
	5	予防治山	-	塚の神	簡易法枠工2,843.9m ² 、土留工65.5m ² 、法切工230m ³	90,245	H25	H29	H24	-	H18年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：林道
対象地区として選定した理由					◎総事業費が最も大きく、整備効果を把握したい。 ○総事業費が2番目に大きく、整備効果を把握したい。						

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	14 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	復旧治山	-	上平	谷止工10基	193,440	H26	H30	H25	-	H25年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家18戸、町道、農地
	2	復旧治山	-	浜坂	谷止工3基、法枠工850.0m ² 、土留工50.0m	83,050	H29	H30	H28	-	H28年の台風10号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家11戸、国道、県道、町道、農地
	3	予防治山	-	机	谷止工2基、床固工1基、護岸工1基	92,865	H26	H30	H25	-	H21年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：県道、村道、漁港
	4	予防治山	-	檜原山	谷止工1基、伏工180.0m ² 、水路工24.0m	37,855	H29	H30	H28	-	H27年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家7戸、県道、農地
○	5	防災林造成	-	明戸	土工52,270m ³ 、防風工2,918.5m、植栽工2.59ha	144,713	H28	H30	H27	-	H23年東日本大震災津波により焼失した防潮林を復旧し、潮風等の害を防止するもの。 保全対象：人家5戸、公共建物（孵化場等）、県道、村道
対象地区として選定した理由					◎総事業費が最も大きく、整備効果を把握したい。 ○総事業費が2番目に大きく、整備効果を把握したい。						

◎：第1候補 ○：第2候補

令和2年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	3 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	林道整備事業	毛無森	二戸市	林道改築 L=6,478m	886,995	20	29	19	-	奥地森林の適切な整備、産業振興、地域の生活基盤及び県北地域の活性化を目的とした基幹的な林道として開設するもの。
○	2	林道整備事業	鈴峠1号	葛巻町	林道開設 L=5,860m	618,011	18	27	17	-	当該林道の利用区域内における森林整備対象林率が高いことから林業・木材産業の拡大に資することを目的として開設するもの。
	3	林道整備事業	折爪岳	九戸村	林道改良 L=400m	53,728	27	29	26	-	林業用途以外にも県立自然公園折爪岳へのアクセス道路となっている。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保するもの。
対象地区として選定した理由					総事業費の高い上位2地区を選定。						

森林保全課

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	3 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	林道整備事業	八戸・川内	岩泉町	林道改良 L=1,678m	1,207,567	23	30	22	-	青森県八戸市と宮古市川内を結ぶ2車線全線舗装の林道。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保したものの。
○	2	林道整備事業	毛無森	二戸市	林道改築 L=6,478m	886,995	20	29	19	-	奥地森林の適切な整備、産業振興、地域の生活基盤及び県北地域の活性化を目的とした基幹的な林道として開設するもの。(R2と重複)
	3	林道整備事業	折爪岳	九戸村	林道改良 L=400m	53,728	27	29	26	-	林業用途以外にも県立自然公園折爪岳へのアクセス道路となっている。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保するもの。(R2と重複)
対象地区として選定した理由					総事業費の高い上位2地区を選定。						

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	3 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	林道整備事業	八戸・川内	岩泉町	林道改良 L=1,678m	1,207,567	23	30	22	-	青森県八戸市と宮古市川内を結ぶ2車線全線舗装の林道。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保したものの。(R3と重複)
○	2	林道整備事業	毛無森	二戸市	林道改築 L=6,478m	886,995	20	29	19	-	奥地森林の適切な整備、産業振興、地域の生活基盤及び県北地域の活性化を目的とした基幹的な林道として開設するもの。(R3と重複)
	3	林道整備事業	折爪岳	九戸村	林道改良 L=400m	53,728	27	29	26	-	林業用途以外にも県立自然公園折爪岳へのアクセス道路となっている。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保するもの。(R3と重複)
対象地区として選定した理由					総事業費の高い上位2地区を選定。						

◎：第1候補 ○：第2候補

水産基盤整備事業

令和2年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	5 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	漁港整備事業	種市漁港	種市	東第1防波堤 135m -4m岸壁 30m	120,392	27	28	26	-	防波堤及び岸壁の耐震・耐津波性能の強化により、今後想定される地震・津波に対して、漁港施設の被害を最小限に抑えるとともに、機能維持を図るもの。
◎	2	漁港整備事業	田老漁港	田老	船揚場 90m	32,197	28	28	27	-	船揚場に滑り材を設置することにより、漁船の上下架作業の漁業活動の省力化、就労環境の改善を図るもの。
○	3	漁港整備事業	長部漁港	長部	-3m岸壁 169.9m	75,619	28	29	27	-	棧橋式岸壁において干潮時の小型漁船の潜り込みを防止することにより、干潮時における係留時の安全確保及び漁船移動の減少等、安全性の向上、生産コストの削減を図るもの。
	4	漁場整備事業	久喜東漁場	久喜東	増殖場 4.9ha	595,015	25	28	24	-	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。
	5	漁場整備事業	田老漁場	田老	増殖場 2.25ha	249,627	26	29	25	-	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。
対象地区として選定した理由			◎日々の漁業活動に密接した漁船の上下架作業の省力化等による整備効果・漁業者意見等を把握するために実施したい。 ○海水面の潮位に影響されることなく継続的な漁船の係留が可能になるなど生産コストの削減等による整備効果・漁業者意見等を把握するため実施したい。								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	5 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	漁港整備事業	種市漁港	種市	東第1防波堤 135m -4m岸壁 30m	120,392	27	28	26	-	防波堤及び岸壁の耐震・耐津波性能の強化により、今後想定される地震・津波に対して、漁港施設の被害を最小限に抑えるとともに、機能維持を図るもの。(R2と重複)
◎	2	漁港整備事業	田老漁港	田老	船揚場 90m	32,197	28	28	27	-	船揚場に滑り材を設置することにより、漁船の上下架作業の漁業活動の省力化、就労環境の改善を図るもの。(R2と重複)
○	3	漁港整備事業	長部漁港	長部	-3m岸壁 169.9m	75,619	28	29	27	-	棧橋式岸壁において干潮時の小型漁船の潜り込みを防止することにより、干潮時における係留時の安全確保及び漁船移動の減少等、安全性の向上、生産コストの削減を図るもの。(R2と重複)
	4	漁場整備事業	久喜東漁場	久喜東	増殖場 4.9ha	595,015	25	28	24	-	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。(R2と重複)
	5	漁場整備事業	田老漁場	田老	増殖場 2.25ha	249,627	26	29	25	-	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。(R2と重複)
対象地区として選定した理由			◎日々の漁業活動に密接した漁船の上下架作業の省力化等による整備効果・漁業者意見等を把握するために実施したい。 ○海水面の潮位に影響されることなく継続的な漁船の係留が可能になるなど生産コストの削減等による整備効果・漁業者意見等を把握するため実施したい。								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	5 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	漁港整備事業	種市漁港	種市	東第1防波堤 135m -4m岸壁 30m	120,392	27	28	26	-	防波堤及び岸壁の耐震・耐津波性能の強化により、今後想定される地震・津波に対して、漁港施設の被害を最小限に抑えるとともに、機能維持を図るもの。(R3と重複)
◎	2	漁港整備事業	田老漁港	田老	船揚場 90m	32,197	28	28	27	-	船揚場に滑り材を設置することにより、漁船の上下架作業の漁業活動の省力化、就労環境の改善を図るもの。(R3と重複)
○	3	漁港整備事業	長部漁港	長部	-3m岸壁 169.9m	75,619	28	29	27	-	棧橋式岸壁において干潮時の小型漁船の潜り込みを防止することにより、干潮時における係留時の安全確保及び漁船移動の減少等、安全性の向上、生産コストの削減を図るもの。(R3と重複)
	4	漁場整備事業	久喜東漁場	久喜東	増殖場 4.9ha	595,015	25	28	24	-	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。(R3と重複)
	5	漁場整備事業	田老漁場	田老	増殖場 2.25ha	249,627	26	29	25	-	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。(R3と重複)
対象地区として選定した理由			◎日々の漁業活動に密接した漁船の上下架作業の省力化等による整備効果・漁業者意見等を把握するために実施したい。 ○海水面の潮位に影響されることなく継続的な漁船の係留が可能になるなど生産コストの削減等による整備効果・漁業者意見等を把握するため実施したい。								

◎：第1候補 ○：第2候補

道路事業（道路建設）

道路建設課

令和4年度候補地区（大規模公共事業）					対象地区数（全体）	3 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）	一般国道106号	宮古西道路	道路改築 L=3,400m	21,700,000	15	30	14	29	宮古西道路は宮古市内の交通混雑の緩和、事前通行規制区間を回避するとともに、三陸沿岸地域の高速交通体系の形成を目的とするもの
○	2	地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）	一般国道340号	立丸峠	道路改築 L=5,210m	9,690,000	24	30	24	-	遠野市から宮古市間の唯一の未改良区間の幅員狭小区間、線形不良区間、事前通行規制区間の解消を図り、沿岸地域の復興に資するもの
	3	地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）	一般国道284号	室根バイパス	道路改築 L=4,880m	7,580,000	21	30	20	-	一関市室根町折壁地区から同市同町矢越地区の隘路区間の解消を図り、安全で円滑な交通を確保し、幹線道路の機能向上に資するもの
令和4年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	4 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）	一般国道397号	高屋敷	道路改築 L=3,000m	4,060,000	10	30	9	25	気仙郡住田町世田米地区の線形不良、幅員狭小、急勾配の隘路区間の解消を図り、安全で円滑な交通を確保し、幹線道路の機能向上及び沿岸地域の復興に資するもの
	2	地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）	一般国道340号	山谷	道路改築 L=2,700m	3,960,000	24	30	23	-	気仙郡住田町世田米地区の円滑な交通を確保し、幹線道路の機能向上及び沿岸地域の復興に資するもの
	3	地域連携道路整備事業（地域密着型）	一般県道宮古山田線	豊間根	道路改築 L=1,300m	2,700,000	25	30	24	-	豊間根地区の交通隘路区間の解消により、沿道の安全な交通の確保と、インターチェンジへの円滑なアクセスが図られるもの
	4	地域連携道路整備事業（地域密着型）	一般県道田野畑岩泉線	一の渡	道路改築 L=1,060m	832,000	26	30	25	-	田野畑村一の渡地内の1車線区間の解消を図り、復興及び観光振興を図るもの
対象地区として選定した理由			総事業費の高い順に選定。								

◎：第1候補 ○：第2候補

河川事業

河川課

令和2年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	総合流域防災事業	一級河川北上川水系南川	三本柳	計画延長 L=1,450m 築堤工 L=1,100m、護岸工 A=11,600m ² 、函渠工 L=415m	4,270,000	5	27	-	21	河川断面が狭小であることから度々浸水被害に見舞われていることから、河川改修により洪水被害の防止を図ったもの。
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	治水施設整備事業	一級河川尻志田川	大更	計画延長L=370m 掘削 V=2,800m ³ 、築堤 V=400m ³	80,000	23	28	22	-	河川断面が狭小であることから度々家屋等の浸水被害に見舞われていることから、河川改修により洪水被害の防止を図ったもの。
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	2 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
○	1	治水施設整備事業	一級河川雫石川	橋場地区	計画延長 L=420m 築堤 V=9,000m ³ 、張芝工 A=3,770m ² 、護岸工 A=800m ²	60,000	27	29	26	-	平成25年8月豪雨により多くの家屋と国道46号の浸水により孤立状態となったことから、築堤を整備することにより洪水を安全に流下させ浸水被害の軽減を図ったもの。
◎	2	総合流域防災事業	一級河川北上川水系大堰川		計画延長 L=1,595m 掘削工 V=38,000m ³ 、護岸工 A=800m ²	2,400,000	5	29	-	24	花巻市市街地を流れる河川で、断面狭小で浸水被害が発生する恐れがあることから河川改修により洪水被害の軽減を図ったもの。
対象地区として選定した理由			総事業費の高い順に選定。								

◎：第1候補 ○：第2候補

砂防事業

砂防災害課

令和2年度候補地区（一般公共事業）											対象地区数（全体）	1 地区
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
◎	1	県単急傾斜地崩壊対策事業		中沢	法枠工 L=150m	150,000	24	26	23	-	平成23年3月11日の東日本大震災により斜面が崩壊し、降雨や余震等により更に崩壊が進行する危険性が高いことから斜面対策を実施したものの。	
対象地区として選定した理由		(対象地区が1地区のみ)										

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）											対象地区数（全体）	2 地区
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
◎	1	通常砂防事業	馬淵川水系	馬淵の沢	砂防えん堤 1基 溪流保全工 1式	350,000	22	28	21	-	本溪流は溪岸侵食が進行し、土石流の危険性が高いことから、砂防施設を整備したものの。	
○	2	火山砂防事業	北上川水系	滝沢(2)	砂防えん堤 1基	250,000	22	28	21	-	本溪流は過去における火山噴火の堆積物に覆われている地区のため、地質が脆く転石も多数存在し、土石流の危険性が高いことから、砂防施設を整備したものの。	
対象地区として選定した理由		総事業費の高い順に選定。										

◎：第1候補 ○：第2候補

都市計画事業

砂防災害課

令和2年度候補地区（一般公共事業）											対象地区数（全体）	1 地区
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
◎	1	都市計画道路整備事業	上堂鶴飼線	諸葛の2	道路改築 L=257m	526,000	21	28	20	-	現道拡幅により通学児童等歩行者の安全性の確保と、都市内交通の安全で円滑な交通を確保するものである。	
対象地区として選定した理由		(対象地区が1地区のみ)										

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（大規模公共事業）											対象地区数（全体）	1 地区
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
◎	1	広域公園整備事業	盛岡市 雫石町	御所湖広域公園	園路広場等 311.6ha	10,941,000	S55	H27	-	H25	盛岡地方生活圏におけるレクリエーション需要に応えるとともに、自然的・歴史的環境や住民の生活環境の保全機能、防災機能を果たし、地域振興を図る。	
令和3年度候補地区（一般公共事業）											対象地区数（全体）	1 地区
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
	1	都市計画道路整備事業	盛岡駅長田町線	長田町	道路改築 L=143m	1,263,000	H19	H29	-	-	現道拡幅に併せて無電柱化（電線共同溝）を行い、道路通行者の視認性改善、歩行空間の拡大、車両走行車線の増加により、通学児童等歩行者の安全性向上と災害時の防災性の向上と都市交通の円滑化及び盛岡駅へのアクセス向上を図るものである。	
対象地区として選定した理由		大規模事業を優先して選定。										

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）											対象地区数（全体）	1 地区
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
◎	1	都市計画道路整備事業	山目駅前釣山線	中央町2丁目	道路改築 L=350m	1,502,000	20	30	-	-	現道拡幅により通学児童等歩行者の安全性向上と災害時の輸送路としての機能確保、都市内交通の円滑化及び観光拠点へのアクセス向上を図るものである。	
対象地区として選定した理由		(対象地区が1地区のみ)										

◎：第1候補 ○：第2候補

公営住宅建設事業

建築住宅課

令和2年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	公営住宅建設事業	盛岡市	松園アパート	個別改善工事 4棟96戸	727,593	23	29	22	-	・実施内容：個別改善（居住性向上、福祉対応型、安全性確保型、長寿命化型）
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	公営住宅建設事業	盛岡市	備後第一アパート（Ⅱ期）	県営住宅建替工事 1棟8戸	135,739	26	30	25	-	・当初計画は、5棟（66戸）の計画であったもの。 ・平成27年度までに、8・9号棟の2棟（42戸）の実施設計が完了しているもの。 ・今般、東日本大震災津波により内陸部へ避難された被災者のため、8～10号棟の3棟（48戸）を災害公営住宅として整備することになり、通常の公営住宅は13号棟（8戸）の整備に計画が変更となったもの。
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	公営住宅建設事業	盛岡市	境田アパート	浴室・3点給湯改善工事 3棟62戸	146,632	29	R1	28	-	・実施内容：住戸改善（居住性向上型：3点給湯+浴槽改善）
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

「大規模公共事業事後評価調査（小本港港湾改修事業）」の修正について

小本港港湾改修事業に係る大規模公共事業事後評価調査を下記のとおり修正した旨報告します。
記

- 修正理由
令和元年8月26日開催の第3回岩手県大規模事業評価専門委員会において、度重なる災害により取扱貨物量が現在まで計画どおり推移していないことから、「事業の効果等」や「社会経済情勢等の変化」はそれを考慮した記載とすべきとの指摘を受けたことを踏まえ、修正するもの。

2 修正箇所（対照表）
様式 15

箇所	修正前	修正後																																																				
今後の課題等	<p>(事業名)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">事業の概要</th> <th colspan="4">評価の概要</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">着手年度</th> <th rowspan="2">完了年度</th> <th rowspan="2">当初事業費(百万円)</th> <th rowspan="2">完成時事業費(百万円)</th> <th rowspan="2">再評価年度</th> <th colspan="2">事業効果等の検証等</th> <th rowspan="2">改善措置の必要性</th> </tr> <tr> <th>事業効果等</th> <th>利用者等の意見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S59</td> <td>H26</td> <td>8,103</td> <td>14,260</td> <td>H20</td> <td>概ね整理している</td> <td>肯定的な意見が多い</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 当該地区についての総合的なコメント及び改善措置の必要性</p> <p>①総合的なコメント</p> <p>本事業は、小本港(岩泉町)に港湾整備をすることで、背後圏の良質な鉱産・林産資源の物流機能を確保し、地域の物流拠点として地域産業の活性化に寄与するものである。</p> <p>防波堤の整備により、港内静穏度も向上し、安全で安心な物流機能が確保されたことで、新たな取り扱い貨物が見込まれるなど、今後の進展が期待されることであり、概ね事業の効果は発現している。</p> <p>また、港湾利用者からは、今後、小本港を利用する取り扱い貨物量が増大する見込みであり、今後も地域経済の進展に寄与する可能性は大きい。</p> <p>今後は、地域の特性を生かした物流の活性化に取り組んでいくとともに、地域産業の発展のため港湾の利活用を進めていく。</p>	事業の概要				評価の概要				着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業効果等の検証等		改善措置の必要性	事業効果等	利用者等の意見	S59	H26	8,103	14,260	H20	概ね整理している	肯定的な意見が多い	なし	<p>(事業名)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">事業の概要</th> <th colspan="4">評価の概要</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">着手年度</th> <th rowspan="2">完了年度</th> <th rowspan="2">当初事業費(百万円)</th> <th rowspan="2">完成時事業費(百万円)</th> <th rowspan="2">再評価年度</th> <th colspan="2">事業効果等の検証等</th> <th rowspan="2">改善措置の必要性</th> </tr> <tr> <th>事業効果等</th> <th>利用者等の意見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S59</td> <td>H26</td> <td>8,103</td> <td>14,260</td> <td>H20</td> <td>あまり整理できていない</td> <td>肯定的な意見が多い</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 当該地区についての総合的なコメント及び改善措置の必要性</p> <p>①総合的なコメント</p> <p>本事業は、小本港(岩泉町)に港湾整備をすることで、背後圏の良質な鉱産・林産資源の物流機能を確保し、地域の物流拠点として地域産業の活性化に寄与するものである。</p> <p>これまで、度重なる災害により取扱貨物量は低調に推移してきたところであるが、防波堤の整備により、港内静穏度も向上し、安全で安心な物流機能が確保されたことで、新たな取り扱い貨物が見込まれるなど、今後、小本港を利用する取り扱い貨物量が増大する見込みであり、今後も地域経済の進展に寄与する可能性は大きい。</p> <p>また、港湾利用者からは、今後、小本港を利用する取り扱い貨物量が増大する見込みであり、今後も地域経済の進展に寄与する可能性は大きい。</p> <p>今後は、地域の特性を生かした物流の活性化に取り組んでいくとともに、地域産業の発展のため港湾の利活用を進めていく。</p>	事業の概要				評価の概要				着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業効果等の検証等		改善措置の必要性	事業効果等	利用者等の意見	S59	H26	8,103	14,260	H20	あまり整理できていない	肯定的な意見が多い	なし
事業の概要				評価の概要																																																		
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業効果等の検証等		改善措置の必要性																																															
					事業効果等	利用者等の意見																																																
S59	H26	8,103	14,260	H20	概ね整理している	肯定的な意見が多い	なし																																															
事業の概要				評価の概要																																																		
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業効果等の検証等		改善措置の必要性																																															
					事業効果等	利用者等の意見																																																
S59	H26	8,103	14,260	H20	あまり整理できていない	肯定的な意見が多い	なし																																															

備考：修正部分は、下線の部分である。

事業名	港湾改修事業		(補助)・単独	担当部課名	県土整備部 港湾課	
路線名等	おもとこう 小本港	地区名	おもとはまちく 小本浜地区	市町村	岩泉町	

[事業根拠法令等 : 港湾法第 3 4 条]

(1) 事業目的

①解決すべきとした課題

岩泉町において産出される良質な硬質砂岩等の鉱産資源や林産資源の流通強化を図るため、物流拠点を整備する必要があった。

②整備によって得られるとした効果

小本港に港湾整備を進めることにより、地域における鉱山資源や林産資源等の物流拠点としての機能効果が発現されることを想定して事業を実施したものである。

(2) 事業内容

岸壁 (-5.5m) 延長 L=100m
防波堤 延長 L=871m (防波堤(1)450m、防波堤(2)70m、防波堤(3)351m)
護岸 (防波) 延長 L=285m

(3) 整備目標等

計画貨物量 : 181千トン

(4) これまでの評価経緯

平成10年度 : 再評価時 (事業採択後10年経過し事業継続中) : 事業継続 (付帯意見なし)
平成15年度 : 再々評価時 (事業継続後20年経過) : 事業継続 (付帯意見なし)
平成20年度 : 再々々評価 (再々評価後5年経過) : 事業継続 (付帯意見なし)

事

業

概

要

事業着手	S59年	事業期間	S59 ~ H26 S59 ~ H27 S59 ~ H14	最終全体事業期間 (前回再評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	-	工事着手	S59年
事業費 (百万円)	当初計画 総事業費 (S59) (うち用地費)	前回再評価時 総事業費 (H20) (うち用地費)	最終 総事業費 (H26) (うち用地費)		財 源			
	8,103.0 (-)	14,245.0 (-)	14,260.8 (-)		国庫	5,704.3		
					県	8,556.5		
					他			

事業概要図



整備効果の発現状況

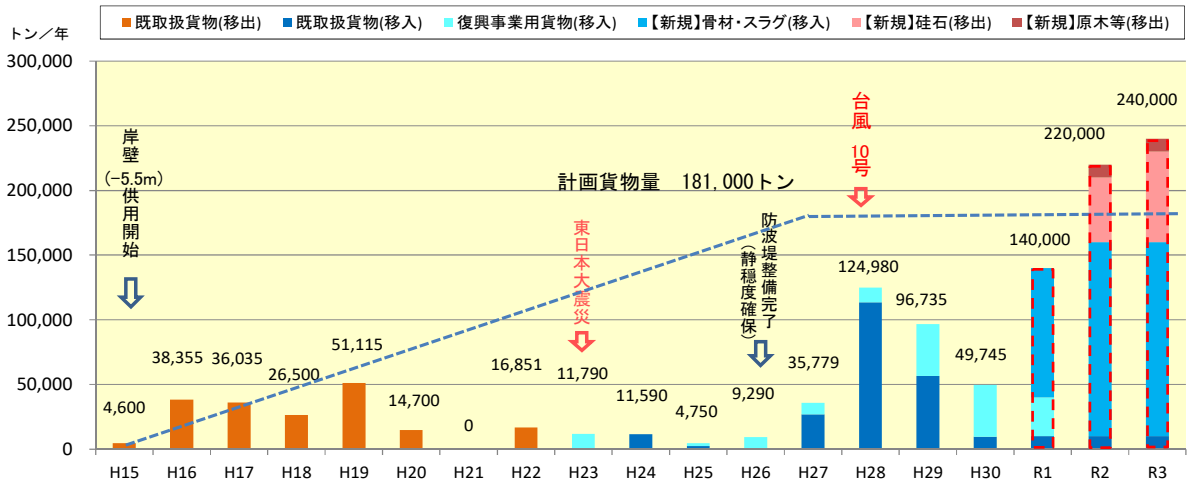
平成15年度の(-5.5m)岸壁供用開始以降、岩泉町の採石業者により関東方面への舗装骨材として砕石の移出が開始されてきたところであるが、その後、事業環境の変化等に伴う企業の解散(H20)、東日本大震災(H23)及び台風10号(H28)の度重なる災害により取扱貨物量は低調に推移してきたところである。

平成26年に防波堤の整備の完了に伴い、港内静穏度が向上したことで災害復旧用資材の取扱貨物量は増加し、三陸沿岸の災害復旧事業にも一定の役割を果たしてきた状況である。

これまでの利用状況も踏まえ、貨物の取り扱い実績においては当初計画貨物量に及ばないが、震災後の情勢変化等もあり、現在においては新たな新規取扱貨物需要(スラグ砂、珪石等)も発現してきており、今後も地域経済の活性化や物流ネットワークとして地域に果たす役割が十分に期待される状況である。

なお、事業着手前後の貨物需要変化については、岩泉町からの移出を主要貨物として想定していたところであるが、近年の社会情勢変化に伴い、他地域からの移入貨物需要も大きくなってきている状況である。

小本港における取扱貨物



費用便益比分析

費用便益分析手法：港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル 平成29年3月 (単位：百万円)

区 分		事業着手時 (基準年：S59年)	前回評価時 (基準年：H20年)	事後評価時 (基準年：R1年)
費用項目	建設費 (現在価値化後)	2,201	5,932	10,180 ^{※1}
	維持管理費 (現在価値化後)	188	295	697
	総費用 (C)	2,389	6,227	10,887
便益項目	取扱貨物の輸送コスト削減便益	4,605	7,880	12,135 ^{※2}
	残存価値		116	
	総便益 (B)	4,605	7,996	12,135
費用便益比 (B/C)		1.9	1.3	1.1

※1 前回評価時と事後評価時の総費用 (現在価値化) は、社会的割引率 (4%) 11年経過したための開差である。

※2 平成26年度以降、防波堤整備が完了したことにより港内静穏度が向上し、取扱貨物は増加傾向にあったところであるが、自然災害等の影響もあり実績値としては変動が大きい状況である。現在、復興事業に関連する取扱貨物量の増加もあるが、今般、新たな新規取扱貨物需要 (スラグ、砂、珪石) としての利用計画があることから中期的な貨物取扱計画を考慮して便益を算出する。

事業の効果等	<p>※費用便益が増減した理由</p> <p>平成20年度再評価時点より、自然災害に伴う事業費（C）の増加及び、貨物取り扱い実績と今年度から新たに取り扱いの始まる新規取扱貨物（骨材スラグ砂、珪石、原木等）を計画取扱貨物量として整理したため便益が増加したものの。</p>																				
利用者等の意見	<p>①岩泉町の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小本港は東日本大震災関連の復旧復興工事骨材等の地域拠点港として、ここ数年の間、最大限の役割を担ってきた。 ・復興資材の移出入拠点として、地域における公共工事の円滑な推進や災害復旧事業がスムーズに進捗し、岩泉町の地域復興に寄与している。 <p>②利用者の意見</p> <p>平成29年12月～平成30年1月の期間で木材関連企業・石材関連企業・建設業等、小本港の利用可能性も考慮しながら、7社にヒアリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂、砕石関係や建設業における貨物取扱については、大型ダンプの確保や運転手の確保が必要であり、輸送コストの比較も踏まえ、経済性から小本港を利用している。 ・林業においては、近隣のバイオマス事業の需要が十分にあることから小本港から積み出すことを検討している。 ・珪石関連企業(珪石:建築用パネル材料)においては、定期貨物として小本港の利用をしていきたいという意見がある。 ・砕石関係は、福島県や関東方面にまだまだ需要があり、スポット的に小本港の利用を検討したいという意見がある。 <p>令和元年6月に、小本港の港湾利用企業から今後の継続的な利用も踏まえた要望書が提出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、地域の企業による路盤材用骨材やスラグの大量な取り扱いが予定されており、更に岩泉町において良質で大量の珪石の埋蔵量が確認されたことにより、令和2年に5万トン、令和3年以降は7万トンを小本港で取り扱う計画を進めている。 ・そのため、小本港に対する要望として、背後地の作業ヤードや保管スペースの確保、その他、照明施設等の整備という声をいただいております、今後の利活用を見極めながら検討を進めていく必要がある。 <table border="1" data-bbox="874 969 1406 1126"> <caption>A社における小本港貨物利用計画（設定値） (t)</caption> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>R1年</th> <th>R2年</th> <th>R3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨材・スラグ関係</td> <td>100,000</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>珪石関係</td> <td></td> <td>50,000</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>その他(原木等)</td> <td></td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>既存取扱貨物</td> <td>40,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	品名	R1年	R2年	R3年	骨材・スラグ関係	100,000	150,000	150,000	珪石関係		50,000	70,000	その他(原木等)		10,000	10,000	既存取扱貨物	40,000	10,000	10,000
品名	R1年	R2年	R3年																		
骨材・スラグ関係	100,000	150,000	150,000																		
珪石関係		50,000	70,000																		
その他(原木等)		10,000	10,000																		
既存取扱貨物	40,000	10,000	10,000																		
社会経済情勢等の変化	<p>(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化</p> <p>平成23年の東日本大震災等の大きな災害により、地域情勢も大きく変化し、地域経済や港湾の利活用にも与える影響は大きい。一方で、三陸道路の完成による交通ネットワーク等が充実しており、物流の効率化や沿岸地域への新規産業の進出など、新たな企業活動の活性化、貨物需要の発生等も期待される。</p> <p>小本港においては、復興資材の輸送や保管など、地域復興へも一定の寄与をしてきたところである。平成26年度の防波堤完成により港内静穏度も向上しており、より安全で安心な物流の効率化が期待される。</p> <p>今般、新たな新規取扱貨物（珪石、スラグ砂等）の取り扱いが始まる計画にあるため、今後、ますますの地域経済への寄与が期待される。</p> <p>○ 関連する開発プロジェクト等の状況</p> <p>三陸縦貫自動車道の開通</p> <p>国土交通省が進める三陸縦貫自動車道が復興道路として整備が進んでおり、内陸や沿岸市町村との交通ネットワークが向上し岩泉町の観光の活性化と小本港の物流の増加につながる可能性が大きい。</p> <p>国土強靱化年次計画2019</p> <p>19年度の主要施策は堤防やダム、排水施設の整備・機能強化といった事前防災対策、需要施設や避難地、避難路の保全のための土砂災害対策、住宅、学校、道路橋梁などの耐震化であり、今後もセメント、骨材需要が高まる。</p> <p>(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項</p> <p>(動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県自然環境保全指針による保全区分「A」 ・自然景観との調和、希少野生動物の確認 <p>(事業実施において環境に配慮した事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区が国立公園第2種特別地域であることから、公園内でも代表的な景勝地である「熊の鼻」に近接する防波堤(2)の上部工について人工擬岩工法を用いることにより周辺景観との調和を図った。 ・希少野生動物への配慮として、騒音振動を伴う工事の実施期間に配慮する等の対策を行った。 <p>(事業完了後の環境の変化)</p> <p>生態環境の変化は生じていない。</p>																				

(事業名)					評価の概要						
事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し	
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化				
S59	H26	8,103	14,260	H20	あまり発現していない	肯定的な意見が多い	重大な変化あり	なし	なし	なし	

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント

本事業は、小本港(岩泉町)に港湾整備をすることで、背後圏の良質な鉱産・林産資源の物流機能を確保し、地域の物流拠点として地域産業の活性化に寄与するものである。

これまで、度重なる災害により取扱貨物量は低調に推移してきたところであるが、防波堤の整備により、港内静穏度も向上し、安全で安心な物流機能が確保されたことで、新たな取り扱い貨物が見込まれるなど、今後、利活用が進展し、事業効果の発現が期待される。

また、港湾利用者からは、今後、小本港を利用したの取り扱い貨物量が増大する見込みであり、今後も地域経済の進展に寄与する可能性は大きい。

今後は、地域の特性を生かした物流の活性化に取り組んでいくとともに、地域産業の発展のため港湾の利活用を進めていく。

②改善措置の必要性

利用者からは、背後地の作業ヤードや保管スペースの確保、照明施設等の整備の要望が出されており、今後の利活用状況を見極めながら対応を進めていく。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

本事業は、地域の情勢変化や社会環境変化、利用者ニーズ等を踏まえながら、港湾施設を整備する事業である。港湾整備は気象海象条件等の影響も踏まえ、多くの時間と費用を要するが、本県における厳しい財政状況も考慮し、必要性や緊急性等を総合的に判断し、早期の投資効果が発現するように事業を進める必要がある。

②事業評価手法の見直し必要性

事業評価手法については、見直しの必要はない。
(分析マニュアルに準じる)

今
後
の
課
題
等

大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾改修事業	補助・単独	担当部課名	県土整備部 港湾課
路線名等	おもところ 小本港	地区名	おもとはまちく 小本浜地区	市町村 岩泉町

事業概要図



整備前 1977(S52)年11月3日撮影



整備中 2012(H24)年12月3日撮影

出典: 国土地理院「地図・空中写真閲覧サービス」



岸壁(-5.5m)からの砂の搬入状況



岸壁(-5.5m)からの採石の搬出状況

(撮影日: 令和元年5月)

大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	港湾改修事業	補助・単独	担当部課名	県土整備部 港湾課
路線名等	おもところ 小本港	地区名	おもとはまちく 小本浜地区	市町村 岩泉町

事業概要図



岩泉町の熊の鼻展望台より望む「熊の鼻」の景観



防波堤(2)のテクスチャー※は自然景観に配慮し、擬岩工法を用いた。

※テクスチャー (texture) とは、材料の表面の視覚的な色や明るさの均質さ、触覚的な比力の強弱を感じる凹凸といった部分的変を、全体的にとらえた特徴、材質感覚、効果を指す。



小本港の現状【港内静穏度と貨物荷役状況】 2019(令和元年)5月23日撮影